

令和7年4月1日から盛土規制法に基づく規制を開始しました

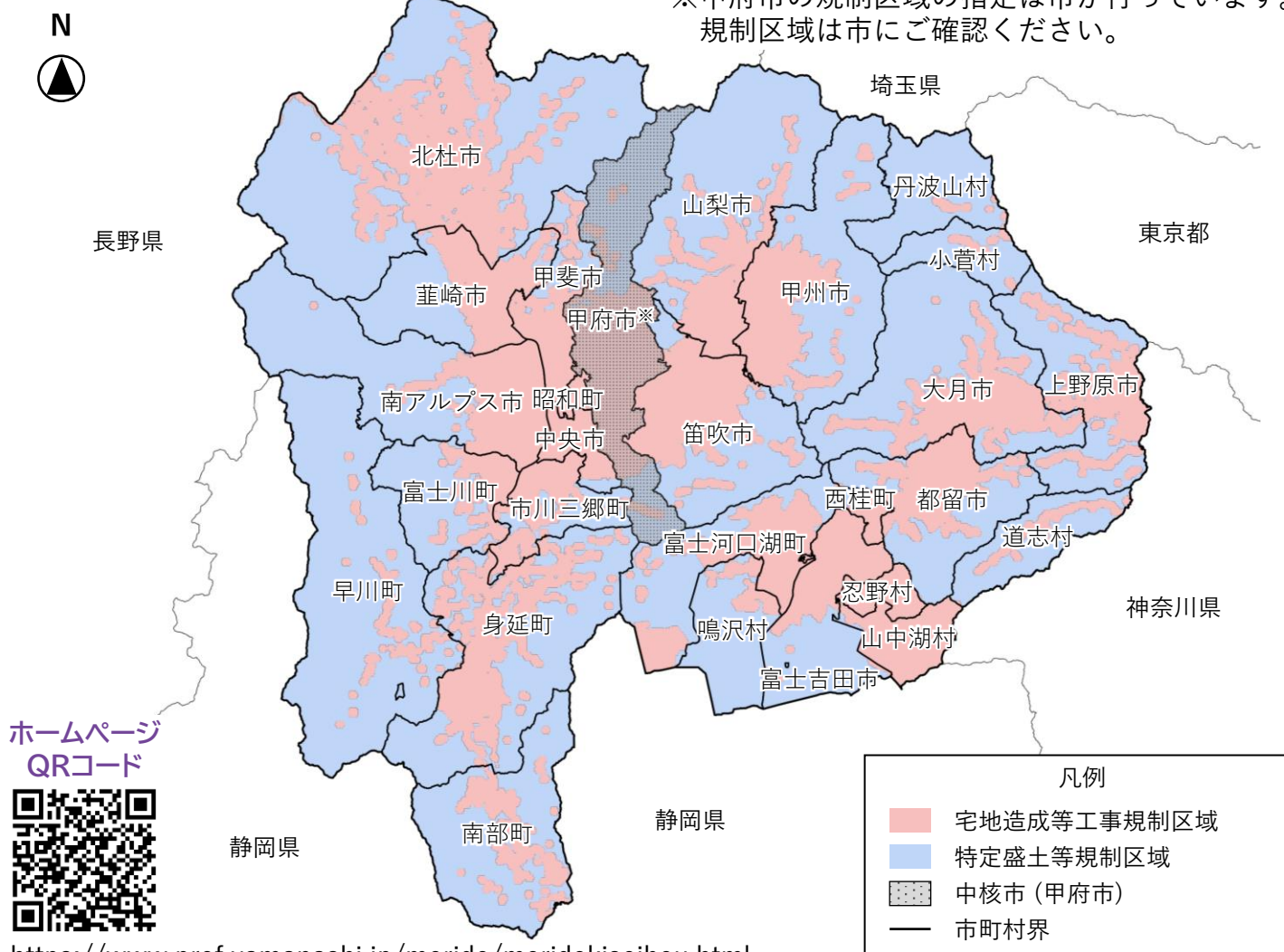
事業者の
みなさまへ

- 危険な盛土等に伴う災害から人命を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（**通称：盛土規制法**）が、令和5年5月26日に施行されました。
- 山梨県では、**令和7年4月1日**に県内全域（甲府市を除きます。）を規制区域に指定し、盛土規制法に基づく規制を開始しました。

規制区域

山梨県では、規制区域を設定するための調査を実施し、県内全域（甲府市を除きます。）を規制区域に指定しました。

※甲府市の規制区域の指定は市が行っています。
規制区域は市にご確認ください。



盛土規制法とは

危険な盛土等を規制し、盛土等に伴う災害から人命を守るための新たな法律です。

宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等を規制するため「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」の**二つの規制区域を指定**します。

規制区域に指定されると...

安全な盛土等をつくります

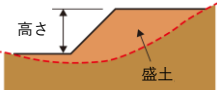
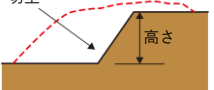
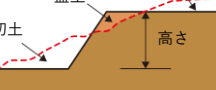
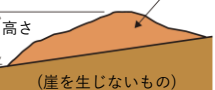
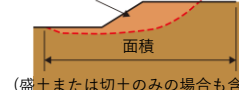
盛土等を行う場合は、**あらかじめ許可**
または届出が必要となります。

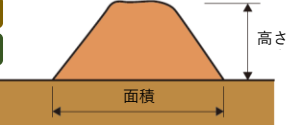
盛土等を安全に保つ必要があります

盛土等が行われた土地では、土地所有者等が**盛土等を安全に保つ責務**があります。

規制対象となる盛土等の規模

次の規模要件に該当する盛土等を行う場合は、あらかじめ許可または届出が必要になります。

土地の形質の変更		宅地を造成するための盛土・切土、残土処分場における盛土・切土 等				
宅地造成等工事規制区域		許可 が必要な規模要件 / 許可・中間検査・定期報告 が必要な規模要件				
特定盛土等規制区域		届出 が必要な規模要件 / 許可・中間検査・定期報告 が必要な規模要件				
① 盛土で高さが 宅 1m超 / 2m超 特 1m超 / 2m超 の崖を生ずるもの 		② 切土で高さが 宅 2m超 / 5m超 特 2m超 / 5m超 の崖を生ずるもの 		③ 盛土と切土を同時 に行い、高さが 宅 2m超 / 5m超 特 2m超 / 5m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く) 	④ 盛土で高さが 宅 2m超 / 5m超 特 2m超 / 5m超 となるもの (①、③を除く)  (崖を生じないもの)	⑤ 盛土または切土をする 土地の面積が 宅 500㎡超 / 3,000㎡超 特 500㎡超 / 3,000㎡超 となるもの (①～④を除く)  (盛土または切土のみの場合も含む)

一時的な土石の堆積	土砂のストックヤードにおける仮置き 等
宅地造成等工事規制区域	許可 が必要な規模要件 / 許可・定期報告 が必要な規模要件
特定盛土等規制区域	届出 が必要な規模要件 / 許可・定期報告 が必要な規模要件
⑥ 最大時に堆積する高さが 宅 2m超 / 5m超 かつ 特 2m超 / 5m超 面積が 宅 300㎡超 / 1,500㎡超 特 300㎡超 / 1,500㎡超 となるもの 	⑦ 最大時に堆積する面積が 宅 500㎡超 / 3,000㎡超 特 500㎡超 / 3,000㎡超 となるもの 

注1 「崖」とは、地表面が水平に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除きます。）以外のものをいいます。

注2 一時的な土石の堆積は、中間検査の対象外です。

注3 許可を受けた全ての工事は、完了検査の対象です。

安全な盛土等の造成

許可基準への適合

災害防止のための**技術的基準への適合**や**工事主の資力・信用、工事施行者の能力**について審査を実施します。

罰則の措置

無許可行為や**命令違反**等に対しては、懲役刑や罰金刑が科せられます。

- 最大で懲役3年以下、罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下

許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前

- ・土地の所有者等全員の同意
- ・周辺住民への事前周知

④ 工事完了

- ・完了検査

② 許可申請・許可

- ・許可基準への適合
- ・知事等の許可

③ 工事着手

- ・現場での標識掲出
- ・定期報告
- ・中間検査

お問い合わせ先

■ 宅地造成等工事規制区域に関すること

県土整備部 都市計画課 市町村計画・開発担当

TEL 055-223-1717

■ 特定盛土等規制区域に関すること

林政部 森林整備課 林地保全・採石担当

TEL 055-223-1645

(盛土・切土、一時的な土石の堆積後も農地として利用する場合)

農政部 農村振興課 農村整備担当

TEL 055-223-1595

山梨県

